別記

第１号様式（第２条関係)

# 住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

年 月 日

高知県知事　様

法人の所在地 法人の名称

代表者氏名

（法第42条に規定する業務を行おうとする） 事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第２条第１項の規定により、同項各号に掲げる書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１ 支援業務の開始予定年月日

２ 支援業務を行おうとする区域

３ 支援業務の対象とする要配慮者

添付書類一覧

（１） 定款及び登記事項証明書

（２） 申請に係る意思決定を証する書面

（３） 法人の支援業務の実施に関する計画書

ア 組織及び運営に関する事項 （別添１） イ 支援業務の概要に関する事項 （別添２）

（４） 役員の氏名及び略歴を記載した書面 （別添３）

（５） 前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

（６） 申請年度の事業計画書及び収支予算書

（７） 支援業務以外の現に行っている業務の概略を記載した書面 （別添４）

（８） 申請以前に行っている法第42条各号に規定する居住支援に資する活動の実績を示す書面

（９） 個人情報保護規程その他これに準ずるもの

（10） 申請者が法第43条第１項に規定する債務保証業務及びこれに附帯する業務を行おうとす る場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書面

（11） 申請者が第５条第１項の規定に基づく推薦依頼を行っている場合は、推薦申請書の写し

（12） 住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書 （別添５）

（13） (１)から(12)までに掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面

年 月 日

ア 組織及び運営に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 法人の名称 |  |
| 所在地 |  |
| 職員数 |  |
| 組織図 |  |
| 沿革 | 年月 ～ 年月 |
| 支援業務を実施 する部署 |  |
| 支援業務を実施 する職員数 | 常勤 非常勤 |

イ 支援業務の概要に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
|  | （実施する支援業務に ☑ ） |
|  | □ 登録住宅入居者の家賃債務の保証 |
| 実施する支援業務 | □ 賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助 |
|  | □ 入居者の生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助 |
|  | □ その他附帯業務 |
| 支援業務の概要 |  |

別添３

役員の氏名及び略歴 年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ | （略歴） |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 性別 |  |
| 住所 |  |
| フリガナ | （略歴） |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 性別 |  |
| 住所 |  |
| フリガナ | （略歴） |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 性別 |  |
| 住所 |  |
| フリガナ | （略歴） |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 性別 |  |
| 住所 |  |
| フリガナ | （略歴） |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 性別 |  |
| 住所 |  |
| フリガナ | （略歴） |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 性別 |  |
| 住所 |  |

別添４

支援業務以外の現に行っている業務の概略

|  |  |
| --- | --- |
| 支援業務以外の 現に行っている 業務の概略 |  |
|  | （ | 該当するものに ☑ ） |
|  |  | □ 上記業務の責任者を支援業務の責任者と異なる者とする |
|  |  | □ 上記業務の経理を支援業務の経理と区分して処理する |
|  |  | □ 上記業務は支援業務と利益相反する業務ではない |
|  |  | □ 上記業務に干渉されることなく支援業務を公正に実施する |
|  |  | □ その他 |
| 支援業務以外の |  |  |
| 業務の実施方法 |  |  |

1. 別添５

別紙

# 住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

当　　は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

* 1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（ 以下「暴力団員等」という。）である。
	2. 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用する等している。
	3. 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。
	4. 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
	5. 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。
	6. 法人等の役員等が精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
	7. 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。
	8. 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む。）である。
	9. 法人等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者（指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から２年を経過しない者を含む。）である。

法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目に該当する。

（以下は、支援業務として登録住宅入居者の家賃債務の保証を行おうとする場合に限る。）

債権の取立てに当たり、貸金業法（ 昭和58年法律第32号）第21条第１項（同法第24条第２項、第24条の２第２項、第24条の３第２項、第24条の４第２項、第24条の５第２項及び第24条の６において準用する場合を含む。）の規定に違反している。

法人の所在地：

法人の名称：

代表者氏名：